

## 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正について

## 1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正に伴い、手数料の額の改定を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

(1) 建築士法に基づく事務手数料ほか8件の手数料の額を改定することとします。(第2条、別表第36、別表第41、別表第43の3、別表第44、別表第46、別表第55および別表第57関係)

## ・ 建築士法

①二級建築士または木造建築士の免許の手数料	19,200円	→	19,300円
②二級建築士試験または木造建築士試験の手数料	17,700円	→	17,900円

## ・ 電気工事士法

①第一種電気工事士免状の交付の手数料	5,900円	→	6,000円
②第二種電気工事士免状の交付の手数料	5,200円	→	5,300円
③電気工事士免状の再交付の手数料	2,600円	→	2,700円
④電気工事士免状の書換えの手数料	2,000円	→	2,100円

## ・ 消防法

・ 危険物取扱者試験の手数料	甲種	6,500円	→	6,600円
	乙種	4,500円	→	4,600円
	丙種	3,600円	→	3,700円

## ・ 火薬類取締法

・ 丙種火薬類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の手数料	17,000円	→	18,000円
--	---------	---	---------

## ・ 高圧ガス保安法

## ①販売主任者試験の手数料

(ア) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験	7,600円	→	7,900円
(電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合)	7,100円	→	7,400円
(イ) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験	6,000円	→	6,200円
(電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合)	5,500円	→	5,700円

② 製造保安責任者試験の手数料

(ア) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,000円	→	9,300円
(電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合)	8,500円	→	8,800円
(イ) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,400円	→	8,700円
(電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合)	7,900円	→	8,200円
(ウ) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,000円	→	9,300円
(電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合)	8,500円	→	8,800円
(エ) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	9,000円	→	9,300円
(電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合)	8,500円	→	8,800円
(オ) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験	8,400円	→	8,700円
(電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合)	7,900円	→	8,200円

・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

・ 液化石油ガス設備士試験の手数料	20,700円	→	21,400円
(電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合)	20,200円	→	20,900円

・ 採石法

・ 採石業務管理者試験の手数料	8,400円	→	8,100円
-----------------	--------	---	--------

・ 毒物及び劇物取締法

・ 毒物または劇物の製造業または輸入業の登録の申請に係る経由の手数料	20,600円	→	20,700円
------------------------------------	---------	---	---------

・ 職業能力開発促進法

・ 事務手数料のうち技能検定試験の手数料(実技試験)

① 特級	17,900円	→	18,200円
② 1級、2級、3級、基礎級および単一等級に係るもの			
a 機械検査	14,900円	→	15,100円
b 婦人子供服製造	14,900円	→	15,100円
c 和裁	13,100円	→	13,300円
d テクニカルイラストレーション	13,100円	→	13,300円
e 機械・プラント製図	13,100円	→	13,300円
f 電気製図	13,100円	→	13,300円
g その他の職種	17,900円	→	18,200円

※全体の平年度影響額計：+756千円

(2) この条例は、令和元年10月1日から施行することとします。

## 使用料および手数料条例の金額設定の誤りについて

### 1. 経過および概要

- ・ 使用料および手数料条例については、平成31年2月定例会議において、本年10月からの消費税率の引き上げおよび前回の一括改正（平成26年4月）以降の物価変動等を加味した一括改正案を提案し、提案内容どおり議決を得た。
- ・ その際、国が政令で定める全国一律の手数料については、その時点で、政令が改正されていなかったため、2月定例会議においては、改正の対象から除外した。
- ・ 3月29日付けで国から政令改正案の内容が示され、政令に基づく手数料の改正作業を進める中で、政令において定めのある「採石法」の手数料を誤って一括改正の中に含めていることが判明した。

	2月定例会議における改正内容	政令の改正内容
手数料の金額	採石業務管理者試験 8,000円 → <u>8,400円</u>	採石業務管理者試験 8,000円 → <u>8,100円</u>

- ・ 本定例会議において、政令と同額（8,100円）に改める形で改正条例案を提案することとした。

#### (議決後の対応)

4月1日	3月29日付け国通知により、政令の改正内容を把握
4月上旬	「採石法」に係る手数料を誤って改正していることが判明
4月中旬	同様の誤りがないかを確認（→他に誤りがないことを確認）
4月中旬～	条例内容の検討
5月24日	改正政令の公布
6月5日	6月提出予定案件として議会運営委員会で報告 議会運営委員会終了後に公表
6月12日	議案上程

### 2. 手数料の金額を誤って設定したことによる影響

3月に議決を得た一括改正の適用は、条例の施行日である令和元年10月1日からのため、手数料徴収による影響は生じていない。

### 3. 誤りが生じた要因

昨年度、一括改正を検討する際に、十分な確認ができておらず、「県独自で定めているもの」と誤認。

### 4. 再発防止策

今後は、政令との突合作業を複数の職員でしっかり行うなどにより、作業時の正確性の確保を徹底する。